

●香川県告示第568号

昭和45年香川県告示第1302号（農地法第3条第2項第5号等の面積の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月24日から施行する。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前			
農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号及び同法第6条第1項第2号の規定により、同法第3条第2項第5号及び同法第6条第1項第2号で定めた面積に代わるべき面積を次のように定める。		農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号及び同法第6条第1項第2号の規定により、同法第3条第2項第5号及び同法第6条第1項第2号で定めた面積に代るべき面積を次のように定める。			
農地法第3条第2項第5号の面積	適用区域	地区別	農地法第3条第2項第5号の面積	適用区域	
10アール	高松市	男木町、女木町及び庵治町大島の区域	20アール	高松市	男木町及び女木町の区域
	丸亀市	本島町、牛島、広島町及び手島町の区域		丸亀市	本島町、牛島、広島町及び手島町の区域
	坂出市	檀石、岩黒、与島町、沙弥島及び瀬居町の区域		坂出市	与島町の区域
	観音寺市	伊吹町の区域		観音寺市	伊吹町の区域
	三豊市	詫間町粟島及び詫間町志々島の区域		土庄町	全域
	土庄町	全域		小豆島町	全域
	小豆島町	全域		直島町	全域
	直島町	全域		多度津町	佐柳及び高見の区域
	多度津町	佐柳及び高見の区域		本土地区	20アール
20アール	三豊市	詫間町粟島及び詫間町志々島を除く詫間町の区域	40アール	高松市	男木町及び女木町を除く区域
40アール	10アールの項及び20アールの項に掲げる区域を除く香川県の全域			丸亀市	本島町、牛島、広島町及び手島町を除く区域
				坂出市	与島町を除く区域
				善通寺市	全域
		観音寺市		伊吹町を除く区域	

--	--

さぬき市	全域
東かがわ市	全域
三豊市	詫間町を除く区域
三木町	全域
宇多津町	全域
綾川町	畑田、千疋、陶、萱原、滝宮、北、小野及び羽床下の区域
琴平町	全域
多度津町	佐柳及び高見を除く区域
まんのう町	造田、中通、川東、勝浦、炭所東、炭所西、長尾、吉野、神野、真野、岸上、五條、四條、吉野下、羽間、東高篠、西高篠及び公文の区域

農地法第6条第1項第2号の面積	適用区域	
30アール	高松市	男木町及び女木町の区域
	丸亀市	本島町、牛島、広島町及び手島町の区域
	坂出市	与島町及び瀬居町の区域
	観音寺市	伊吹町の区域
	三豊市	詫間町栗島の区域
	土庄町	全域
	小豆島町	全域
	直島町	全域
	多度津町	佐柳及び高見の区域

地区別	農地法第6条第1項第2号の面積	適用区域	
島嶼地区	30アール	高松市	男木町及び女木町の区域
		丸亀市	本島町、牛島、広島町及び手島町の区域
		坂出市	与島町及び瀬居町の区域
		観音寺市	伊吹町の区域
		三豊市	栗島の区域
		土庄町	全域
		小豆島町	全域
		直島町	全域
		多度津町	佐柳及び高見の区域